

川上ダム建設事業における 環境保全への取り組み

平成 21 年 7 月

独立行政法人水資源機構 川上ダム建設所

はじめに

川上ダム建設事業では、事業実施区域及びその周辺における環境の現状を把握するために、昭和 62 年度から環境調査を行ってきました。これらの環境調査結果を基に、平成 4 年度には三重県の「環境影響評価の実施に関する指導要綱」（昭和 54 年 3 月 9 日制定）に基づく環境影響評価^{※1}を実施し、事業に伴う環境への影響の予測・評価を行うとともに、環境保全対策の考え方を示しました。

環境影響評価実施後も学識者等から指導・助言をいただきながら、環境調査を継続して実施するとともに、新たな調査結果や知見を取り入れた環境保全対策の具体化を図る検討を進めており、検討した保全対策の一部は既に公表し実施しているところです。

本書は、これまでに実施してきた環境調査の結果を再整理し、環境影響評価法の技術的内容に準じて、調査、予測、環境保全のための措置の検討及び評価を行い、川上ダム建設事業における環境影響を総合的にとりまとめたものです。

川上ダム建設事業においては、今後も学識者等の指導・助言をいただき、環境保全に最大限の配慮を行いながら事業を進めてまいります。

なお、密猟・盗掘・写真撮影等といった人為的要因により、動植物の個体や生息・生育環境に悪影響を及ぼすことがないように、重要な動植物の生息・生育位置の特定に繋がる資料の掲載は差し控えています。



※1. 環境影響評価：土地の形状の変更、工作物の新設などの事業の実施にあたり、その事業の実施が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいいます。わが国における環境影響評価手続きは、昭和 47 年に「各種公共事業に係る環境保全について」の閣議了解後、本格的な取り組みが始まりました。その後、昭和 53 年の「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について（建設省事務次官通達）」が出され、昭和 59 年に閣議決定された「環境影響評価実施要綱」に基づき実施されてきました。平成 9 年 6 月には環境影響評価法が公布され、平成 11 年 6 月から同法が施行されました。

なお、川上ダムにおいては、昭和 54 年に三重県において制定された「環境影響評価の実施に関する指導要綱」に基づき実施されました。

川上ダム建設事業における環境保全への取り組み（目次）

はじめに

1. 川上ダム建設事業の経緯	1- 1
2. 川上ダム建設事業の目的及び内容	2- 1
2.1 川上ダムの位置	2- 1
2.2 川上ダム建設事業の目的	2- 2
2.3 川上ダム建設事業の内容	2- 3
2.4 これまでの環境保全への取り組み	2- 8
3. 川上ダム周辺の概況	3- 1
3.1 地域の自然的状況	3- 1
3.2 地域の社会的状況	3- 20
4. 調査、予測及び評価の項目	4- 1
4.1 項目の選定	4- 1
4.2 項目の選定理由	4- 2
5. 予測、評価及び環境保全への取り組み	5.1-1
5.1 大気質	5.1-1
5.2 騒音	5.2-1
5.3 振動	5.3-1
5.4 水質	5.4-1
5.5 地形及び地質	5.5-1
5.6 動物	5.6-1
5.7 植物	5.7-1
5.8 生態系	5.8-1
5.9 景観	5.9-1
5.10 人と自然との触れ合いの活動の場	5.10-1
5.11 廃棄物等	5.11-1
5.12 環境保全措置	5.12-1